

電子決済等代行業者との契約について（API 連携、オンラインデータ伝送サービス）

株式会社東京スター銀行

「銀行法等の一部を改正する法律」とそれに係る政府令等に基づき、株式会社東京スター銀行（以下「当行」と記載）における電子決済等代行業者との連携における契約内容の一部を公表いたします。

1. 電子決済等代行業の業務に関し、利用者に損害が生じた場合における当該損害についての当行と電子決済等代行業者との賠償責任の分担に関する事項

(1) 電子決済等代行業者は、当行と API 連携、スクレイピング、若しくはオンラインデータ伝送サービスを用いて利用者に対し提供するサービス（以下「本サービス」と記載）に関して利用者に損害が生じたときは、速やかにその原因を究明し、本サービスの利用規約に基づき賠償又は補償が不要となる場合を除き、本サービスの利用規約に従い、利用者に生じた損害を賠償又は補償します。

但し、当該損害が預金等の不正払戻しに起因するものである場合、電子決済等代行業者は、一般社団法人全国銀行協会が公表しているインターネットバンキングにおける預金等の不正な払戻しに関する申し合わせにおける補償の考え方に基づき、利用者に補償を行うものとします。

(2) 電子決済等代行業者は、前項に基づき本サービスに関して利用者に生じた損害を利用者に対して賠償又は補償した場合であって、当該損害が当行の責めに帰すべき事由によるものであることを疎明したときは、電子決済等代行業者が利用者に賠償又は補償した損害を当行に求償することができます。また、電子決済等代行業者は、前項に基づき本サービスに関して利用者に生じた損害を利用者に対して賠償又は補償した場合であって、当該損害が当行及び電子決済等代行業者双方の責めに帰すべき事由によるものであることを疎明したときは、当行に対し双方の責めに帰すべき事由の大きさを考慮して、誠実に協議の上当行と合意した額を求償することができます。

(3) 電子決済等代行業者が第 1 項に基づき本サービスに関して利用者に生じた損害を賠償又は補償した場合において、当該損害が、当行又は電子決済等代行業者のいずれの責めにも帰すことができない事由により生じたとき、又はいずれの責めに帰すべき事由により生じたかが明らかでないときは、当行及び電子決済等代行業者は、当該損害に係る負担について、誠実に協議を行います。

2. 電子決済等代行業者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置、並びに電子決済等代行業者が当該措置を行わない場合に当行が行うことができる措置に関する事項

(1) 電子決済等代行業者は、利用者の指図に基づき当行から取得した利用者に関する情報（以下「利用者情報」と記載）を、個人情報保護法その他の法令、ガイドライン等を遵守し、かつ本サービスの利用規約に従って取り扱うものとします。

(2) 電子決済等代行業者は、利用者情報を本サービスのためにのみ使用するものとし、当行への指図の伝達は本サービスの遂行過程のみで行うものとします。

(3) 電子決済等代行業者は、コンピュータウイルスへの感染防止、第三者によるハッキング、改ざん又はその他のネットワークへの不正アクセス又は情報漏洩等を防止するために必要なセキュリティ対策を行います。

(4) 当行及び電子決済等代行業者は、本サービスに関し、不正アクセス等が判明し、又は情報の流出・漏洩・改竄等若しくは資金移動の具体的な可能性を認識した場合、速やかに実施可能な対策を講じた上で、相手方と協力して原因の究明及び対策を行います。当行は、十分な対策が講じられるまでの間、本サービスを制限又は停止することができます。

3. 電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い、及び安全管理のために電子決済等代行業者が行う措置、並びに当行が行うことができる措置に関する事項

(1) 電子決済等代行業者は、電子決済等代行業再委託業者に対し、電子決済等代行業者の義務、不正アクセス等発生時の対応、障害等発生時の対応、利用者への補償、モニタリング・監督、禁止行為、秘密保持義務、データの取扱い、及び反社会的勢力の排除における電子決済等代行業者と同等の義務を負わせ、電子決済等代行業再委託業者の費用と責任においてこれを遵守させます。

(2) 電子決済等代行業者は、電子決済等代行業再委託業者に対し、セキュリティ、利用者保護、利用者情報の適正な取扱い及び安全管理のために、電子決済等代行業再委託業者との間で再委託の方法及び内容に関して契約を締結し、必要に応じて報告を求め、指導又は改善を行います。

(3) 当行は、電子決済等代行業再委託業者に前項の義務の不履行があり、又は、電子決済等代行業者が電子決済等代行業再委託業者に対するかかる指導若しくは改善を適切に行っていないと客観的かつ合理的な事由により判断するときは、電子決済等代行業者に電子決済等代行業再委託業者との再委託の停止を求めることができるものとし、又は電子決済等代行業者が相当期間内に電子決済等代行業再委託業者との再委託を停止しない場合に電子決済等代行業者に対し本サービスを制限、又は停止することができるものとします。

4. 契約締結済みの電子決済等代行業者（2025年9月30日現在）

(1) API 連携（スクレイピング含む）

- ・ freee 株式会社（法人・個人）
- ・ 株式会社マネーフォワード（法人・個人）
- ・ 株式会社くふうカンパニー（個人）
- ・ 弥生株式会社（法人・個人）
- ・ ソリマチ株式会社（法人・個人）
- ・ 株式会社ミロク情報サービス（法人・個人）
- ・ マネーツリー株式会社（法人・個人）
- ・ SBI ビジネス・ソリューションズ株式会社（法人・個人）

(2) オンラインデータ伝送サービス

- ・ 株式会社東計電算
- ・ みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社

以上